



ゴミの分別
未来につながる
宝の仕分け



特集

〈平成24年度標語コンテスト入選作(小学校4年生~6年生の部)栗原 暖大さん(第7小学校)〉

平成26年4月からごみの収集体制が変わります

福生市ではごみの減量と資源化率の向上を目的として、平成11年度に戸別収集と、拠点回収による資源と有害ごみの収集を開始しました。

平成14年度には、ごみ収集の有料化を実施しました。さらに資源とごみの適正な分別を促すため、平成18年度には、容器包装プラスチックの分別収集を開始し、現在に至っています。

有料化の実施以降今日まで、福生市の人口は減少の一途をたどっています。【グラフ1】 加えて、高齢者単独世帯数が年々増加し、1世帯当たり1回に出される可燃ごみ量は減少しています。

一方、平成18年度から収集を始めた容器包装プラスチックの収集量は、年々増加しています。リサイクル可能な資源の収集を進めるため、さらに適正な分別を促す必要があります。

東京都多摩地域(30市町村)内では、可燃ごみの収集は週2回が主流で、週3回の実施は日の出町と福生市のみとなっています。また、ごみと資源の適正分別を目的として開始された資源回収拠点では、様々な問題が起きています。

第一に、本来事業者の責任において処理していただく、事業所で使用された蛍光灯の投棄が後を絶たず、有害ごみ量が増加しています。【グラフ2】

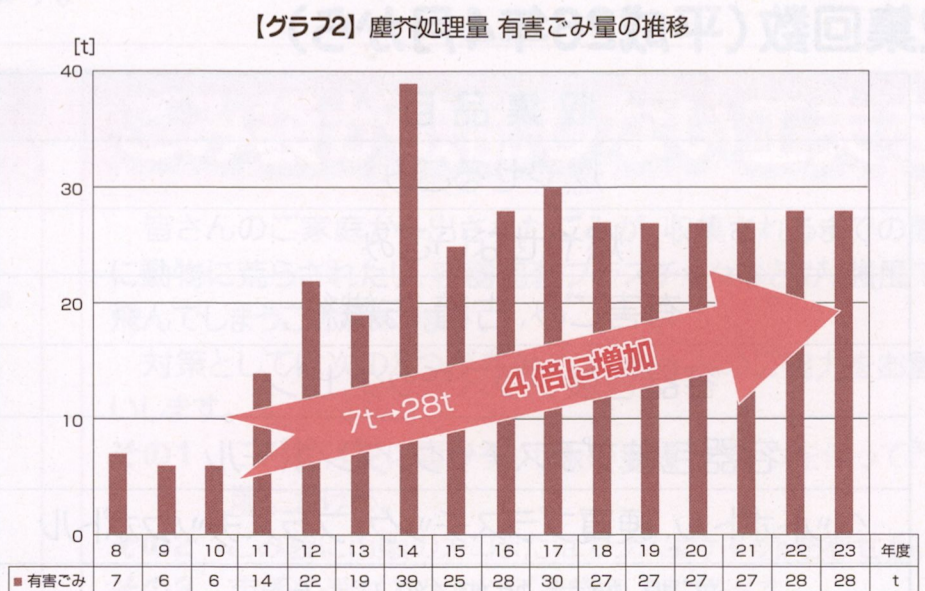
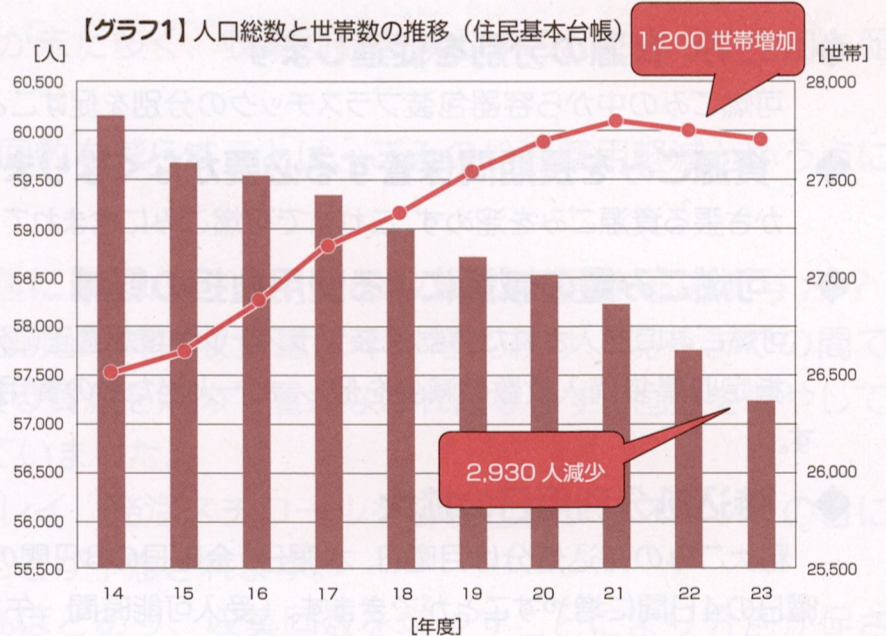
第二に、回収拠点が市内に均一に配置されていないため、一人暮らしの高齢者の方や、営業時間、開館時間内に出向くことのできない方には、利用しにくくなっています。

第三に、回収拠点ボックスにごみが混入し、資源をリサイクルできないうえ、処理費用が発生しています。

これらを勘案し、更なるごみの減量と資源化率向上のため、福生市の現状に合わせたごみの収集体制変更について、福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成4年条例第47号)第7条の規定に基づき、平成24年10月16日付で福生市長より福生市廃棄物減量等推進審議会に諮問いたしました。

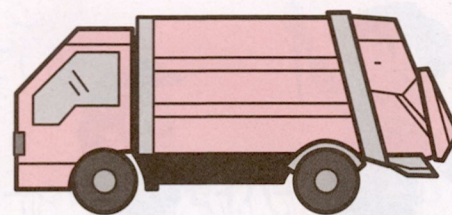
この諮問により、平成24年10月26日に審議会より福生市長へ中間の答申が行なわれ、審議会にて平成25年1月8日~28日までの間、パブリックコメント制度による市民からの意見公募が実施されました。

その後、2月8日付で、審議会より答申をいただき、この答申をもとに、福生市では平成26年4月から、ごみの収集体制を次のとおり変更することを決定いたしました。



収集体制の変更による効果

回収拠点廃止による効果



- ◇ **ごみ・資源は、すべて自宅や集積所から出すことができます**
回収拠点に持ち込む手間がなくなり、皆さんの敷地内から収集します。
- ◇ **地域による不公平感をなくします**
回収拠点は市内の店舗や市の施設に限られており、市内に均一に行き渡っていません。近くに拠点がいない場合、資源の持ち込みが負担になっていました。このような地域による偏りをなくします。
- ◇ **事業系有害ごみの投棄を防止します**
営業時間、開館時間にいつでも持ち込めるため、事業所で使用された長い蛍光灯等の投棄が後を絶たず、有害ごみ量が増加していました。
本来は各事業者が処理するところを、やむを得ず市で処理しており、費用が増加しています。これらの投棄を防止することができます。
- ◇ **リサイクル推進店の負担をなくします**
回収ボックスの中や周辺にごみを捨てられ、せっかく集められた資源をリサイクルできませんでした。不衛生にもなるため、設置していただいているリサイクル推進店に多くの負担をおかけしていました。
- ◇ **回収拠点にかかる費用を抑制します**
不法投棄されたごみの処理費用を抑制するほか、回収拠点にかかるビニール袋等の購入費を削減できます。
- ◇ **ごみの減量と資源化率の向上が図れます**
ごみと資源の適正な分別を促すことができるため、ごみ減量と資源化率の向上につながります。

収集体制の変更による効果

- ◆ **ごみ、資源の分別を促進します**
可燃ごみの中から容器包装プラスチックの分別を促すことにより、ごみの減量と資源化率の向上が期待できます。
- ◆ **資源ごみを長期間保管する必要がなくなります**
かさ張る資源ごみを溜めず、これまで可燃ごみに含まれていた資源ごみの適正な分別を促すことができます。
- ◆ **可燃ごみ量の減量による費用負担の軽減**
可燃ごみに混入された容器包装プラスチック類が適正に分別されることにより、可燃ごみ量を減らすことができます。
指定収集袋購入枚数の減少を促し、お一人当たりの費用の負担だけでなく、可燃ごみ処理費用の軽減にもつながります。
- ◆ **持込処分利用日の拡大**
粗大ごみの持込処分は月曜日、水曜日、金曜日の3日間のみでしたが、平成26年4月から、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の4日間に増やすことができます。（受入可能時間 午後1時～4時まで 休日、年末年始を除く）

収集回数（平成26年4月から）

収集品目	収集回数
燃やせるごみ	週 2 回
燃やせないごみ	4 週に 1 回
有害ごみ、古着・古繊維	4 週に 1 回
容器包装プラスチック、ビン	2 週に 1 回
容器包装プラスチック、ダンボール	2 週に 1 回
ペットボトル、硬質プラスチック、プラスチックボトル	2 週に 1 回
新聞、雑誌・雑紙（紙パック）	2 週に 1 回
缶、金属	2 週に 1 回

主な変更点

- ①燃やせるごみは、週2回の収集です。
- ②容器包装プラスチックは、週1回の収集です。従来の容器包装プラスチックに加え、これまで回収拠点で収集していた発泡スチロール、白色食品トレイも収集します。
- ③有害ごみの日を新たに設けます。拠点回収で収集していた乾電池、蛍光管、水銀体温計を収集します。そのほか、これまで缶、金属の日に収集していたスプレー缶、使い捨てライターも収集します。
- ④紙パックを雑誌・雑紙の日に収集します。
- ⑤粗大ごみの持込日程を増やします。(月・水・金の3日間から、月・火・木・金の4日間、時間は午後1時～4時 休日、年末年始を除く)

ごみ収集体制の変更に関するQ&A

Q1 新しい収集日程はいつごろわかりますか？

A 平成26年3月下旬に、平成26年度版のごみ・リサイクルカレンダーを全戸配布しますので、そちらをご確認ください。

Q2 回収拠点は、いつまで利用できますか？

A 平成26年3月31日まで利用できます。4月以降は順次撤去いたしますので、ご協力をお願いします。

Q3 なぜ、可燃ごみの収集を週2回に変更するのですか？

A 過去10年間で福生市の人口が年々減少する一方、高齢者単独世帯数は増加しています。このため、可燃ごみを1回に出す量は年々減少しています。

多摩地域30市町村内のうち28市町村では、すでに可燃ごみの収集を週2回としており、回数を減らしても収集に支障はないと考えています。

可燃ごみに混入する紙類、プラスチック類が未だ多く、収集回数を減らすことによって分別を促す効果が期待できます。

可燃ごみには処理費用がかかります。収集回数を減らすことは、ごみの処理費用軽減という点においても、有効な手段であるといえます。

Q4 なぜ、容器包装プラスチックの収集を2週に1回から週1回の収集に変更するのですか？

A 平成18年度の容器包装プラスチック収集開始以降、収集量は年々増え続け、現在までの間で100t以上増加しています。このため、かさ張る資源を溜めて置かなければならず、回数を増やして欲しいという要望が、市民の方から寄せられていました。

回収拠点を廃止するにあたり、白色食品トレイ、発泡スチロールを容器包装プラスチックの日に収集するため、2週に1回では追いつかないことが予想されます。

可燃ごみに混入するプラスチック類は15%ほどあり、収集回数を増やすことにより分別が促され、より多くの収集を期待することができます。

ビンの出し方について

ピンは専用のカゴを別にご用意ください。ひとつのカゴにピンとその他資源が混在している場合、その中からピンを取り出す際に、破片などで収集作業員がケガをしています。

また、燃やせないごみの中に割れた食器など危険物を入れる場合は、紙で包むなどして入れ、袋の外側にキケンと表示してください。

収集時の安全のため、ご協力をお願いいたします。



ごみ袋が散乱しない工夫を

皆様のご家庭から出されたごみが、収集されるまでの間に動物に荒らされたり、容器包装プラスチックなどが、強風で飛んでしまうことがあります。

対策としては次の3つが有効です。皆様のご協力をお願いします。

その1 ごみ袋は下に置かず、市販の金属のフックを使って門扉にかける。

その2 ごみ袋に市販のカゴまたはカラスよけネットを被せる。

その3 市販の蓋付バケツにごみ袋を入れて出す。

※収集漏れを防ぐため、事前にごみ対策係までご連絡をお願いします。

使用済小型家電の回収を始めました

使用済小型家電等の再資源化を促進するため、平成25年4月1日に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されました。

福生市においても、10月1日から回収ボックスを設置し、無料で回収をしています。

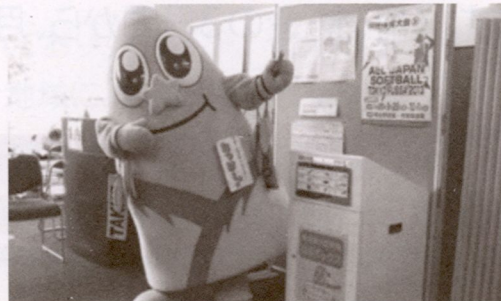
対象品目は以下のとおりです。皆様のご協力をお願いいたします。

□回収対象品目

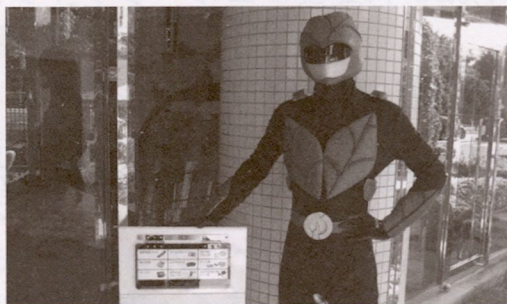
- ①携帯電話・PHS(スマートフォン含む)
- ②電子辞書
- ③ポータブルカーナビ
- ④デジタルカメラ
- ⑤ポータブルビデオカメラ
- ⑥携帯音楽プレーヤー
- ⑦携帯CD・MDプレーヤー
- ⑧ゲーム機
- ⑨ACアダプター等のコード類

※いずれの品目もボックスの投入口(30×15センチメートル)から入れることが出来るものに限ります。
 ※携帯電話などの個人情報、必ず消去してからお持ちください。

□回収ボックス設置場所(たっけー☆☆とエコセイバーがご案内)



市役所環境課ごみ対策係窓口
(本庁舎1階11番窓口)(たっけー☆☆)



福生市リサイクルセンター内
(福生市熊川1566番地4)(エコセイバー)

※開庁時間内にお持ちください。
 ※回収対象品目以外は入れないでください

小型家具リサイクル法とは

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律のことで、平成24年8月に公布、平成25年4月に施行されました。

使用済小型電子機器等(小型家電)に含まれる金や銅などの有用な資源の有効な利用の確保の観点から、市町村の責務として、分別収集と小型家電リサイクル法第10条第3項の認定を受けた者(認定事業者)への引渡しが行われています。

ごみの散乱防止と3R

(リデュース=発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=再生利用)
を進めるためのポスター・標語コンテストの入選作品決定!

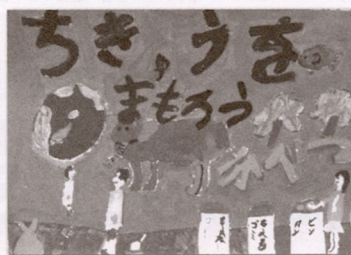
市内の小中学生の皆さんから、ごみに関するポスターと標語が寄せられました。福生市廃棄物減量等推進員の厳正な選考の結果、以下のみなさんが入選しました。

各一席の作品については、平成25年度関東甲信越静11都県の「関東甲信越静環境活動推進連絡協議会」主催による、ポスター・標語コンテストに推薦しました。

入選された作品は、ごみ・リサイクルカレンダーへの掲載やごみ収集車への掲示等、ごみ減量のPRに使用いたします。

ポスター部門

小学生(1年生から3年生)の部

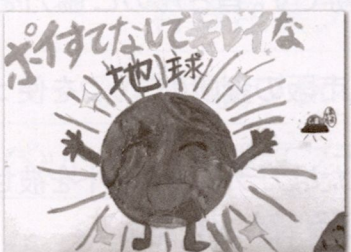


一席(四小二年) 安藤 楓さん

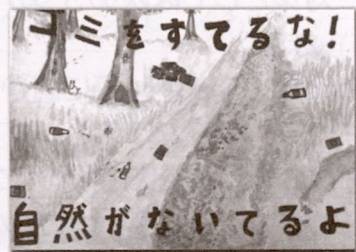


二席(四小二年) 森田 乃愛さん

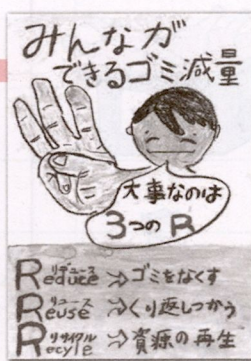
小学生(4年生から6年生)の部



一席(五小四年) 山下 恵莉さん



二席(三小四年) 三浦 聖哉さん



三席(三小四年) 竹本 珠吏さん

標語部門

小学生(1年生から3年生)の部

一席(五小三年) 檀上 春那さん
 もう一度 会えたらうれしい リサイクル

小学生(4年生から6年生)の部

一席(七小四年) 平野 麻衣さん
 ごみ減量 みんなの意識で 変えられる
 二席(六小四年) 石井 涼音さん
 カレンダー きちんとかくにん リサイクル
 三席(七小四年) 山下 恵莉さん
 ちょっとまって すてる前には リサイクル

中学生の部

一席(二中一年) 竹村 和馬さん
 リサイクル 地球に、感謝と 思いやり